

改定後	改定前
<p>第20条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）</p> <p>1. ⑩当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>（略）</p> <p>3. 当社は、法人会員または使用者が本条第1項第8号、<u>第9号または第10号</u>の事由に該当した場合、法人会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と法人会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>第20条（法人会員資格の取消および使用者資格の取消等）</p> <p>1. ⑩当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>（イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等（ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動（ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動（ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ（ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</p> <p>（略）</p> <p>3. 当社は、法人会員または使用者が本条第1項第8号<u>または第9号</u>の事由に該当した場合、法人会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と法人会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>
<p>第22条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第20条第1項規定（第20条第1項第8号、<u>第9号、第10号</u>または第20条第2項第2号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格</p>	<p>第22条（期限の利益の喪失）</p> <p>（略）</p> <p>2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第20条第1項規定（第20条第1項第8号<u>または第9号</u>または第20条第2項第2号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り</p>

が取り消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

(略)

4. 使用者は、第20条第1項第8号、第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに債務の全額を支払うものとします。

消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

(略)

4. 使用者は、第20条第1項第8号または第9号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに債務の全額を支払うものとします。

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボ払い

項目	対象条件	適用手数料率
1	以下いずれかの条件に合致するカード	入会時:実質年率18.0% 入会後(以上):優遇手数料率9.8%(8%)~18.0%
	・2006年3月31日以降に入会されたカード ・2006年3月30日以前に入会し、2006年3月31日以降新たにリボ払い利用枠を設定されたカード	
2	1に該当しない以下の条件に合致するカード ・2006年3月30日以前に入会、およびリボ払い利用枠を設定されたカード	実質年率18.0%

*カード入会日は WEB 明細書およびカード送付台紙、リボ払い利用枠設定日はリボ分割枠設定通知書にてご確認頂けます。

*お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、リボ払いの実質年率および支払いコースは、切替前のカードのリボ払いの実質年率および支払いコースが適用されます。

お持ちのカードの実質年率および支払いコースについては、カード送付台紙をご確認ください。

また、切替前のカードのリボ払いご利用残高については、切替後のご利用残高と合算して、切替後のカードの支払い条件に基づいてお支払いいただきます。

<リボ払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボ払い 実質年率15.0%

<リボ払いのお支払い例>

(元金定額コース 1万円および標準コース、実質年率 18.0%の場合)

8月1日から8月31日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高50,000円)

①お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円

②手数料(元金定額コース・標準コースとも)…ありません。

③毎月支払額(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円(①)

④お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも)…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(10月26日)お支払い(ご利用残高40,000円)

①手数料(9月1日から9月30日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)

…50,000円×18.0%×26日÷365日+40,000円×18.0%×4日÷365日=719円

②お支払い元金

・元金定額コースの場合…10,000円

・標準コースの場合…9,281円(③10,000円-①719円)

③毎月支払額

・元金定額コースの場合…10,719円(①719円+②10,000円)

・標準コースの場合…10,000円

④お支払い後残高

・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)

・標準コースの場合…30,719円(40,000

<リボ払いのお支払い例>

(元金定額コース 1万円および標準コース、実質年率 15.0%の場合)

8月1日から8月31日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆初回(9月26日)お支払い(ご利用残高50,000円)

①お支払い元金(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円

②手数料(元金定額コース・標準コースとも)…ありません。

③毎月支払額(元金定額コース・標準コースとも)…10,000円(①)

④お支払い後残高(元金定額コース・標準コースとも)…50,000円-10,000円=40,000円

◆第2回(10月26日)お支払い(ご利用残高40,000円)

①手数料(9月1日から9月30日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります)

…50,000円×15.0%×26日÷365日+40,000円×15.0%×4日÷365日=599円

②お支払い元金

・元金定額コースの場合…10,000円

・標準コースの場合…9,401円(③10,000円-①599円)

③毎月支払額

・元金定額コースの場合…10,599円(①599円+②10,000円)

・標準コースの場合…10,000円

④お支払い後残高

・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)

・標準コースの場合…30,599円(40,000

円-9,281円)

円- 9,401円)